

質 問 回 答 書

質問者記載事項

1. 質 問 日：令和7年6月19日

2. 番号：学教借第4号

3. 件名：小中学校校務用パソコン他周辺機器一式賃貸借

4. 質問事項

- ・契約書は落札業者書式でしょうか。貴市指定書式となる場合は契約書案の提示をお願い致します。
- ・大型液晶ディスプレイについては仕様書に保守について記載がありますが、賃貸借契約に保守は含まれずリース会社に保守責任はない認識で宜しいでしょうか。
- ・リース期間満了後、貴市に無償譲渡する際、ソフトウェアについてリース会社は著作権（処分権）を有していない為、ソフトウェアの無償譲渡については貴市と納入業者にて直接ご対応頂く認識で宜しいでしょうか。

回答者記載事項

5. 回答事項

- ・契約書は落札業者書式でしょうか。貴市指定書式となる場合は契約書案の提示をお願い致します。
【回答】 本市の賃貸借契約書案は、落札者決定後双方協議のうえ作成するため、現時点において契約書案はお示しできません。
- ・大型液晶ディスプレイについては仕様書に保守について記載がありますが、賃貸借契約に保守は含まれずリース会社に保守責任はない認識で宜しいでしょうか。
【回答】 仕様書の保守内容はあくまでもメーカー標準保障ですので、大型液晶ディスプレイについても動産保険対象とします。
- ・リース期間満了後、貴市に無償譲渡する際、ソフトウェアについてリース会社は著作権（処分権）を有していない為、ソフトウェアの無償譲渡については貴市と納入業者にて直接ご対応頂く認識で宜しいでしょうか。
【回答】 市、リース会社、納入業者の三社で覚書を締結することとします。
覚書の内容は落札者決定後双方協議の上で決定します。

※当書により質問を行う場合は、Wordのまま、メールに添付すること